

一般社団法人日本質量分析学会細則

第1章 会員

(年会費)

第1条 一般社団法人日本質量分析学会（以下本会）の会員は、次の会費を前納しなければならない。

既納の会費は如何なる理由があっても返還しない。

正会員 1カ年 国内 8,500 円、国外 8,500 円

学生会員 会費不要

賛助会員 1カ年 1口（15,000 円）以上

名誉会員 会費不要

永年会員 会費不要

2 本会への入会金は特に定めない。

(会員資格)

第2条 会員資格は、本会行事の会員価格参加費の適用等を受けられる資格であり、当該年度の年会費を納入期限までに支払い、会費未納がないときに有効になることとする。

2 本会への入会は理事会の承認により認められるが、会員資格は、入会年度の会費納入後に有効になることとする。また、本会への入会日は、入会申し込みがあった日とする。

3 本会に入会申し込みをする者が過去に本会または日本質量分析学会の正会員または学生会員であった場合は、会費納入があった年度分を会員歴として別に定める受賞の資格に加えることとし、未納年会費の清算を求めない。

4 学生会員として本会に入会の申し込みを行う者は、卒業予定年度を入会時に登録し、卒業予定年度の理事会承認により卒業の次年度から正会員になるものとする。卒業予定年度より前に退学する場合は、退学する年度末までに学会事務局にその旨を申し出て、退学年度の理事会承認により退学の次年度から正会員になるものとする。

5 卒業年度が変更になった場合は、卒業予定年度末までに学会事務局にその旨を申し出て、次年度に在籍する学校が発行した在学証明を提出することにより、学生会員の資格を継続できることとする。

6 永年会員になることを申し出ることができる在籍年数は、正会員として 40 年以上とする。

7 高等専門学校、大学および大学院を除く専修学校・各種学校、高等学校、中学校、これらに準ずる学校に在籍する者が入会を希望した場合、理事会承認により会員としての身分を有しないユースメンバーになることができる。ユースメンバーは学生会員に準じた資格を有し、卒業年度の登録および卒業や退学後の他の会員資格への移行も学生会員と同様とする。

第3条 会費請求は、当該年度の前会計年度の年度末より 3 カ月以上前を目途に行い、納入期限は前会計年度末とする。期限までに納入できない事情がある場合はその旨を事務局に申し出て、当該年度開始から 2 カ月以内に納入することとする。

2 第一項の期限までに会費未納の会員への督促は、当該年度開始から 1 カ月以内に行う。当該年度開始から 2 カ月までに会費の納入が無い場合は、会員資格を停止する。当該年度中に会費の納入があれば会員資格停止を解除し、当該年度内に納入がなければ年度末に会費未納により退会とする。

第4条 本会からの退会は、本会規定の退会届を書面で提出し申し出る。退会日は、退会する会員の希望する日、または退会を申し出た年度の年度末とする。

- 2 前会計年度末までに当該年度の年会費の納入がなく、当該年度開始から 2 カ月以内に退会の申し出があった場合には、当該年度の会費納入を免除する。

(会員の権利)

- 第 5 条 本会の会員は、本会所有の図書および総会議事録等を閲覧することができる。
会員は、本会に対する希望を申し出て、その審議を求めることができる。

第 2 章 役員の選定

(役員選挙)

- 第 6 条 定款第 23 条の理事の任期満了に伴い、議決権を持つ会員による選挙により理事候補者および監事候補者の改選を行う。選挙は、理事および監事の任期満了の 6 カ月前までに行うものとする。

- 第 7 条 当該選挙は、別に定める選挙管理委員会が実施する。

- 第 8 条 当該選挙の選挙権は、当該年度の 7 月末時点で会員資格を有している議決権を持つ会員とする。
当該選挙の被選挙権は、当該年度の 7 月末時点で会員資格を有している議決権を持つ会員とするが、2 期連続して本会の役員を務めた者を除くものとする。

- 第 9 条 当該選挙の投票は、本会が指定するウェブ投票システムからの投票、または本会が発行した投票用紙の郵送により行うこととし、投票用紙による投票を希望する者は、所定の日時までに本会事務局に申し出ることとする。

- 2 投票は、被選挙権がある本会会員の中から、理事候補 10 名以内および監事候補 2 名以内の氏名を選択あるいは記入することで実施する。
- 3 投票用紙による投票を申し出た者がウェブ投票を行った場合は、ウェブ投票を優先し、郵送の投票は無効とする。

- 第 10 条 理事は選挙の得票順位の上位 16 名、監事は得票順位の上位 2 名を当選とする。得票同数の場合は本会入会が早い者より当選者とし、これも同じ場合は年長順に当選者とする。

- 2 当選者がやむをえない事情で役員就任を辞退した場合は次点者を繰り上げ当選とする。
- 3 その他疑義のある時は、選挙管理委員会で協議のうえ対処する。

(追加理事)

- 第 11 条 投票による理事の当選者決定の後、当選者が協議し必要と認めた場合には、当選者数の 1/4 以内の理事を追加することができる。

- 第 12 条 役員はその任期満了後でも、後任者が就任するまではその職務を行なう。

第 3 章 会務の分担

- 第 13 条 会長を除く理事は、庶務、会計、会誌、表彰、各種委員会、部会・研究会・談話会を担当する。

- 2 庶務を担当する理事は、会長を補佐し、理事会の議事進行および書記を担当する。総会など本会公式行事の運営等に関する事項に当たる。
- 3 会計を担当する理事は、予算及び決算に関する事項、その他適切な会計に関する事項などに当たる。
- 4 会誌を担当する理事は、会誌委員会に関する事項、会誌および論文誌の刊行・展開に関する事項などに当たる。
- 5 表彰を担当する理事は、表彰委員の選定に関する事項、賞の審査および授与に関する事項などに当たる。

第4章 選挙管理委員会

第14条 役員を選定する選挙を実施する選挙管理委員会は、選挙実施年度の会長（代表理事）を委員長とし、同会誌委員長、庶務、会計、副庶務、副会計担当理事により構成する。選挙管理委員会の所在地は、本会の所在地とする。

第5章 会誌委員会

第15条 会誌委員会は会誌委員長およびその委嘱した会誌委員若干名により構成される。

第16条 会誌委員長は会誌委員会を招集し、その議長となる。

第17条 会誌委員会は会誌の発行に必要な事項を審議する。

第6章 会誌

(総則)

第18条 本会は、質量分析学の発展を目的とし、質量分析学、および関連分野に関する独創的な研究論文、総説等を広く国内外に発信するため、会誌として「Journal of the Mass Spectrometry Society of Japan (質量分析)」誌（以下 JMSSJ）および「Mass Spectrometry」誌（以下 MS）を発行する。

(編集責任者)

第19条 JMSSJ および MS の編集責任者（Editor-in-chief）は、理事会が選任、あるいは解任するものとする。

- 2 各会誌の Editor-in-chief は本会の会員であることとする。
- 3 各会誌の Editor-in-chief の任期は 2 年とし、再任を妨げないものとする。
- 4 各会誌の Editor-in-chief は各会誌の編集委員を選任し、各会誌編集委員会の委員長となる。
- 5 Editor-in-chief は担当する会誌の編集および発行に関する経費について定期的に会誌委員長に報告し、決裁は会誌委員長が行うものとする。

第20条 各会誌の投稿規程は別に定める。

第21条 投稿規程の改定は理事会の議を経て行う。

第7章 表彰委員会

(学会賞、技術賞、奨励賞、功労賞、およびトラベルアワード表彰委員会)

第22条 学会賞、技術賞、奨励賞、功労賞、およびトラベルアワードの受賞者の選考を円滑に実施するため、学会賞、技術賞、奨励賞、功労賞、およびトラベルアワード受賞者表彰委員会（以下「表彰委員会」という。）を年度ごとに置く。

第23条 表彰委員会は、学会賞、技術賞、奨励賞、功労賞、およびトラベルアワード受賞者の選考に関し必要な事項を調査審議する。

第24条 表彰委員会に表彰委員長を置く。表彰委員長は、理事から選出し、会長が理事会の議を経て委嘱する。

- 2 表彰委員長は、表彰委員会を招集し、議長となる。

第25条 表彰委員会は表彰委員長および次の各号に掲げる表彰委員で構成する。

- 一 理事会において理事のうちから選出された表彰委員3名
 - 二 表彰委員長が本会会員の中から指名・委嘱した表彰委員3~6名
- 2 第1項第一号の委員は、表彰委員長と同時に選出し、会長が理事会の議を経て委嘱する。
 - 3 第1項第二号の委員は、表彰委員長が委嘱する。

- 4 表彰委員長を除く表彰委員は2年を超えて継続できないものとする。
- 5 表彰委員長が受賞候補者として推薦を受ける場合、推薦者となる場合、または受賞候補者と直接的に利害関係者となる場合は、理事から新たに表彰委員長を選出し、会長が理事会の議を経て委嘱し表彰委員長は交替する。
- 6 第1項第一号の表彰委員が受賞候補者として推薦を受ける場合、推薦者となる場合、または受賞候補者と直接的に利害関係者となる場合は、理事から新たに表彰委員を選出し、会長が理事会の議を経て委嘱し表彰委員は交替する。

(論文賞および会誌賞表彰委員会)

第26条 論文賞および会誌賞の受賞者の選考を円滑に実施するため、本会会誌委員会（以下「会誌委員会」という。）に論文賞、会誌賞、および学生論文賞受賞者表彰委員会（以下「論文賞表彰委員会」という。）を年度ごとに置く。

第27条 論文賞表彰委員会は、論文賞、会誌賞、および学生論文賞受賞者の選考に関し必要な事項を調査審議する。

第28条 論文賞表彰委員会に委員長を置き、これを会誌委員長が兼ねるものとする。

- 2 論文賞表彰委員長は、論文賞表彰委員会を招集し、議長となる。

第29条 論文賞表彰委員会は、論文賞表彰委員長、各会誌のEditor-in-chief、および論文賞表彰委員長が本会会員の中から指名・委嘱する論文賞表彰委員3～6名で構成する。

- 2 論文賞表彰委員は本会の会員であることとする。
- 3 論文賞表彰委員は2年を超えて継続できないものとする。ただし、論文賞表彰委員長およびEditor-in-chiefにはこの規定は適用されない。
- 4 論文賞表彰委員長が受賞候補者の選考対象となる場合は、会誌委員を務める理事から新たに論文賞表彰委員長を選出し、会長が理事会の議を経て委嘱し、論文賞表彰委員長は交替する。
- 5 各会誌のEditor-in-chiefが受賞候補者の選考対象となる場合は、論文賞表彰委員長が会誌委員および会誌の編集委員から新たな論文賞表彰委員を選出し、交替する。
- 6 論文賞表彰委員長および各会誌のEditor-in-chiefは、予め会長に申し出て、受賞候補者の選考対象となることを辞退することができる。

第8章 表彰

(総則)

第30条 質量分析学研究および質量分析技術の優れた功績を顕彰するため、本会に日本質量分析学会特別賞、学会賞、技術賞、奨励賞、功労賞、トラベルアワード、論文賞、会誌賞、および学生論文賞（以下「特別賞」、「学会賞」、「技術賞」、「奨励賞」、「功労賞」、「トラベルアワード」、「論文賞」、「会誌賞」、および「学生論文賞」という。）を置く。

(特別賞 MSSJ SPECIAL AWARD for Superb Achievement)

第31条 特別賞は、本会の会員であって、質量分析学の発展に関し極めて顕著な功績のあった者に授与する。

(学会賞 MSSJ AWARD for Distinguished Contribution in MS)

第32条 学会賞は、本会の会員であって、質量分析学の発展に関し顕著な功績のあった者に授与する。
(技術賞 MSSJ AWARD for Technical Development)

第33条 技術賞は、本会の会員であって、質量分析技術の開発に関し顕著な功績のあった者に授与する。
(奨励賞 MSSJ RESEARCH AWARD)

第34条 奨励賞は、本会の会員であって、質量分析学の進歩に寄与する優れた研究をなし、なお将来の

発展を期待しうる者に授与する。

(功労賞 MSSJ AWARD for Distinguished Service)

第35条 功労賞は、本会の会員であつて、質量測定、装置改良等の基盤的業務、その他質量分析の関連業務に従事し、質量分析の進歩発展および普及に長年継続して寄与した者に授与する。

(トラベルアワード MSSJ TRAVEL AWARD)

第36条 トラベルアワードは、本会の会員であつて、質量分析学の発展への寄与が期待される優れた研究の発表を行う者に授与する。

(論文賞 MSSJ AWARD for Excellent Paper)

第37条 論文賞は、本会の会誌に掲載された原著論文が質量分析学に大きく貢献したと認められる著者に授与する。

(会誌賞 MSSJ AWARD for Excellent Article)

第38条 会誌賞は、本会の会誌に掲載された総説・解説等（原著論文以外の著作）が質量分析学に大きく貢献したと認められる著者に授与する。

(学生論文賞 MSSJ AWARD for Mass Spectrometry Outstanding Student Paper)

第39条 学生論文賞は、本会のMS誌に掲載された原著論文が質量分析学に大きく貢献したと認められる第一著者の学生に授与する。

(受賞者)

第40条 特別賞の受賞者は、理事会において選考・決定し、表彰する。

第41条 学会賞、技術賞、奨励賞、功労賞、トラベルアワード、論文賞、会誌賞、および学生論文賞の受賞者は、別に定める受賞候補者の中から毎年理事会において決定する。

- 2 学会賞は2件以内とする。
- 3 技術賞は2件以内とする。
- 4 奨励賞は数件とする。
- 5 功労賞は数件とする。
- 6 トラベルアワードは数件とする。
- 7 論文賞は数件とする。
- 8 会誌賞は数件とする。
- 9 学生論文賞は数件とする。

(受賞候補者推薦の依頼)

第42条 会長は毎年6月末日までに学会誌等により、次年度の学会賞、技術賞、奨励賞、功労賞、トラベルアワードの推薦を本会会員に依頼するものとする。

- 2 前項の推薦の受付は、9月30日をもって締め切るものとする。
- 3 表彰委員長は、受賞者を決定する理事会開催日の前日までに表彰委員会を開催し、受賞候補者を決定する。
- 4 論文賞表彰委員長は、受賞者を決定する理事会開催日の前日までに論文賞表彰委員会を開催し、受賞候補者を決定する。

(受賞候補者の推薦)

第43条 学会賞、技術賞、奨励賞、功労賞、トラベルアワード受賞候補者の推薦は、学会所定の推薦書を1部と、学会賞、技術賞、奨励賞受賞候補者については、推薦書に加えて推薦対象の研究を著した原著論文等の別刷または関連する資料を審査資料として各々1部、あるいはそれらを収めた電子媒体を提出するものとする。

- 2 学会賞、または技術賞受賞候補者として推薦される者は、学会賞および技術賞の受賞対象とな

った研究を著した原著論文および関連する資料等を重複して審査資料に使用することはできない。

- 3 学会賞、または技術賞受賞候補者として推薦される者は、被推薦者の奨励賞の受賞対象となつた研究を著した原著論文および関連する資料等を重複して審査資料に使用することはできない。
- 4 奨励賞受賞候補者として推薦される者は、推薦の受付締切日までに奨励賞の受賞対象となつた研究を著した原著論文および関連する資料等を重複して審査資料に使用することはできない。
- 5 学会賞、技術賞または奨励賞受賞候補者として推薦される者は、すでに論文賞の受賞対象となつた原著論文を重複して使用することができる。
- 6 表彰委員は、学会賞、技術賞、奨励賞、功労賞およびトラベルアワード受賞候補者を推薦することができない。
- 7 学会賞および技術賞受賞候補者の推薦人は1名ないし2名とし、また奨励賞、功労賞、トラベルアワードの推薦人は1名とし、いずれも自薦・他薦を問わないものとする。
- 8 論文賞、会誌賞および学生論文賞受賞候補者は、各編集委員会が当該年度の各会誌に掲載されたすべての著作を評価し推薦する。

(受賞候補者の資格)

第44条 学会賞受賞候補者として推薦される者は、選考を行う年度の4月1日において10年以上本会の会員であって、推薦受付日までに受賞の対象となる研究成果を著した原著論文, original research article, 総説, 総合論文, 解説, reviewの著作が6編以上本会の会誌に報告、または掲載決定されていなければならない。この6編のうち1編以上が原著論文もしくはoriginal research articleでなければならない。

- 2 技術賞受賞候補者として推薦される者は、選考を行う年度の4月1日において5年以上本会の会員であるものとする。
- 3 奨励賞受賞候補者として推薦される者は、選考を行う年度の4月1日において3年以上本会の会員であって、推薦受付日までに受賞の対象となる研究成果を著した原著論文もしくはoriginal research articleが1編以上本会誌に報告、または掲載決定されており、選考を行う年度の4月1日において満45歳未満の者とする。
- 4 功労賞受賞候補者として推薦される者は、選考を行う年度の4月1日において3年以上本会の会員であって、推薦受付日において10年以上質量分析関連の業務に従事した経験を有する者とする。
- 5 トラベルアワード受賞候補者として推薦される者は、選考を行う年度の4月1日において会員であって、受賞年度の4月1日で満35歳未満であり、また、トラベルアワードまたはBMS トラベルアワードの受賞歴がない者とする。
- 6 論文賞および会誌賞の受賞候補者として選考される者は、受賞年度の前年1月から12月に発行された本学会誌に掲載された原著論文等の著者とする。
- 7 論文賞の対象となる論文の著者のうち、1名以上が本会の会員でなければならない。
- 8 会誌賞の対象となる論文・記事の著者のうち、1名以上が本会の会員でなければならない。
- 9 学生論文賞の対象となる論文の著者は、MS誌に第一著者として原著論文の採択決定を受けた学生会員でなければならない。

(受賞候補者の選考)

第45条 学会賞、技術賞、奨励賞および功労賞の受賞候補者の選考は、表彰委員会において審査し、投票に基づき、受賞候補者を決定するものとする。トラベルアワードについては表彰委員会において審査し、投票に基づき、受賞候補者の順位を決定する。

- 2 表彰委員長は、表彰委員会における選考経過および選考結果を会長に答申するものとする。

第46条 論文賞、会誌賞、および学生論文賞の受賞候補者の選考は、論文賞表彰委員会において審査し、

投票に基づき、受賞候補者を決定するものとする。

- 2 論文賞表彰委員長は、論文賞表彰委員会における選考経過および選考結果を会長に答申するものとする。

(受賞者の決定)

第47条 会長は、表彰委員会および論文賞表彰委員会からの答申結果を理事会に付議し、理事会の議を経て学会賞、技術賞、奨励賞、功労賞、トラベルアワード、論文賞、会誌賞、および学生論文賞の受賞者を決定する。トラベルアワードについては候補者の順位と日本質量分析学会トラベルアワード要領に定める補助金見積および補助金上限額について考慮のうえ決定する。

(推薦書類の保管)

第48条 受賞決定者の推薦書類各1部、あるいはその電子媒体資料を本会事務局で5年間保管する。

(受賞者の表彰等)

第49条 特別賞、学会賞、技術賞、奨励賞、功労賞、論文賞、および会誌賞の受賞者には賞状および賞牌を授与する。ただし、論文賞または会誌賞の受賞者が複数の場合、賞状および賞牌は、それぞれ著者の代表者1人に授与する。トラベルアワードの受賞者には賞状および海外学術集会参加発表のための渡航補助金を授与する。学生論文賞の受賞者には賞状および総合討論会参加発表のための旅費（交通費および宿泊費）補助金を授与する。

第50条 学会賞、技術賞、奨励賞、功労賞、トラベルアワード、論文賞、会誌賞および学生論文賞の表彰は受賞年度の総会において行うものとする。

- 2 学会賞、技術賞および奨励賞の受賞者は、受賞年度の研究発表会等において受賞講演を行うものとする。
- 3 学会賞および奨励賞の受賞者は、受賞対象研究に関連する総合論文、総説またはreviewを受賞までに受賞記念論文として本会誌に投稿するものとする。ただし、受賞記念論文は会誌賞の選考対象としない。
- 4 技術賞の受賞者は、受賞対象技術に関連する解説を受賞までに受賞記念論文として本会誌に投稿するものとする。ただし、受賞記念論文は会誌賞の選考対象としない。
- 5 トラベルアワードの受賞者には、別に定める要領に従い往復航空券および学術集会参加費を授与する。受賞者は学会参加報告を渡航年度内に本会誌に投稿するものとする。
- 6 学生論文賞の受賞者には、別に定める要領に従い旅費補助金を授与する。
- 7 各賞の顕彰記事は、選考を担当した表彰委員会および論文賞表彰委員会がそれぞれ編集し、学会賞、技術賞、奨励賞、功労賞については受賞の対象となる研究成果を著した論文等の情報とともに、受賞年度の8月31日までに学会誌等に掲載するものとする。ただし、トラベルアワードおよび学生論文賞は顕彰記事の掲載は要しない。

第9章 トラベルアワード要領

(補助金額)

第51条 補助金額の合計は50万円程度を上限とする。

(対象学術集会)

第52条 日本国外で開催される国際質量分析学会 (International Mass Spectrometry Conference, IMSC), 日本国外で開催されるアジアオセアニア質量分析学会(Asia Oceania Mass Spectrometry Conference, AOMSC), International Mass Spectrometry School (IMSS)およびAnnual Conference of American Society of Mass Spectrometryとする。

- 2 AOMSCにあわせてAOMSC Young Scientist Forumが開催される場合は、この2つへの参加を必須

とし、補助の対象とする。

- 3 会長は募集の対象とする学術集会を決定し、毎年6月末日までに募集案内とともに告知する。
- 4 受賞決定年度の翌年度末までに渡航するものとする。

(補助の対象)

第53条 補助の対象は、受賞者本人が第52条に定める学術集会に参加するために必要な往復航空賃、学術集会参加費とする。AOMSC Young Scientist Forumについては宿泊費を含む参加登録費を対象とする。

(補助金見積の作成)

第54条 理事会または理事会より委嘱された者は、表彰委員会で決定した受賞候補者の補助金額の見積を作成し、理事会における受賞者決定の参考資料とする。

(補助金支給方法)

第55条 対象学術集会参加に要する最短日程分について、学会事務局がエコノミークラス往復航空券を予約、発券し受賞者に支給するか、または受賞者がエコノミークラス往復航空券の予約等の手続きを行ない、学会終了後、航空券の半券等を事務局に提出することとする。

- 2 学会事務局は、学会終了後、参加登録費の領収書、学会等のプログラム等の写し、航空券の使用済半券、パスポートの写し等の提出を求め、学会参加を確認の後、参加登録費実費分を受賞者本人の銀行口座に振り込むことで精算する。

第10章 学生論文賞要領

(補助金額)

第56条 補助金額は実費を超えない範囲で1件5万円を上限とする。

(対象学術集会)

第57条 受賞決定年度の質量分析総合討論会への参加を補助の対象とする。

(補助の対象)

第58条 補助の対象は受賞者本人が質量分析総合討論会に参加するために必要な学会規程に基づく旅費とする。

(補助金支給方法)

第59条 質量分析総合討論会参加に要する最短日程について、学会終了後、受賞者が学会規程に基づく精算手続きを行う。

第11章 雜則

(細則の改廃)

第60条 細則の改廃は、第1章は総会決議事項とし、他は理事会決議事項とする。

附則

本細則は、一般社団法人日本質量分析学会としての登記の日より施行する。

改正 2016年3月19日

改正 2016年12月17日

改正 2018年12月15日

改正 2021年3月6日

改正 2022年3月5日

改正 2023 年 3 月 11 日